

令和5年度決算に基づく健全化判断比率等(確報値)の公表

令和6年11月

岐阜県清流の国推進部市町村課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、令和5年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)、県内市町村及び一部事務組合の公営企業における資金不足比率について、今般、確報値を取りまとめましたので、お知らせします

1 健全化判断比率の状況 (団体ごとの一覧は別紙1のとおり)

健全化判断比率の4指標すべての比率において、早期健全化基準を上回る団体はありません。

① 実質赤字比率

→ **全市町村、実質赤字なし (法施行(平成19年度決算)以降17期連続)**

市町村の最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを指標化したもので、財政運営の悪化の度合いを示すもの

(早期健全化基準:財政規模に応じて11.25%~15%、財政再生基準:20%)

② 連結実質赤字比率

→ **全市町村、連結実質赤字なし (法施行(平成19年度決算)以降17期連続)**

市町村の一般会計等だけでなく、公立病院や下水道などの公営企業会計を含むすべての会計に生じている赤字の大きさを指標化したもので、市町村全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

(早期健全化基準:財政規模に応じて16.25%~20%、財政再生基準:30%)

③ 実質公債費比率

→ **全市町村、早期健全化基準未滿 (法施行(平成19年度決算)以降17期連続)
起債許可団体ゼロ (平成26年度決算以降10期連続)**

市町村の一般会計等が負担する借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したもので、資金繰りの程度を示すもの

(早期健全化基準:25%、財政再生基準:35%)

※前3カ年平均で算出

※元利償還金等から特定歳入等を控除した額を標準財政規模の額で除して得た数値とされていることから、マイナスとなる場合がある

※実質公債費比率が18%以上になると、地方債の発行に県の許可が必要となるほか、同比率を引き下げることの方策等を盛り込んだ「公債費負担適正化計画」の策定がもとめられる

④ 将来負担比率

→ **全市町村、早期健全化基準未満（法施行（平成19年度決算）以降17期連続）**

市町村の一般会計等が将来負担する借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での大きさを指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

（早期健全化基準：350％）

2 **資金不足比率の状況**（団体ごとの一覧は別紙2のとおり）

資金不足比率において、経営健全化基準を上回る公営企業はありません。
--

→ **全市町村及び一部事務組合の全公営企業、経営健全化基準未満**

（法施行（平成19年度決算）以降17期連続）

→ **全市町村及び一部事務組合の全公営企業、資金不足なし**

（令和4年度以降2期連続）

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化したもので、経営状態の悪化の度合いを示すもの

（経営健全化基準：20％）